

# 小美玉市立玉里学園義務教育学校PTA規約

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、小美玉市立玉里学園義務教育学校PTA（以下「本会」という。）という。

(事務局)

第2条 本会の事務局は小美玉市立玉里学園義務教育学校（以下「本校」という。）に置く。

## 第2章 目的及び活動

(目的)

第3条 本会は保護者と教師が協力して家庭、学校及び社会における児童・生徒の健全な成長を図ることを目的とする。

(活動)

第4条 本会は前条の目的を達成するために、次の活動を行う。

- 1 保護者と教職員の研鑽，教養向上に資する事項
- 2 家庭・学校及び社会の連携を緊密にする事項
- 3 本校環境の整備と充実を図る事項
- 4 児童と生徒（青少年）の育成，生活指導及び福祉の増進に寄与する事項
- 5 その他目的達成に必要な事項

## 第3章 方針

(方針)

第5条 本会は教育を本旨とする民主団体として次の方針に従って活動する。

- 1 学校の教育方針や指導方法の理解に努め，教育活動の充実に寄与する。
- 2 児童・生徒の教育ならびに福祉のために活動する他の団体及び機関と協力する。
- 3 営利的，政治的，宗教的な活動は一切行わない。
- 4 学校の人事その他管理には干渉しない。

## 第4章 会員

(会員)

第6条 本会は次の会員をもって構成する。

- 1 本校に在籍する児童・生徒の保護者又はこれに代わる者（以下「P会員」という。）。
- 2 本校に勤務する教職員（以下「T会員」という。）。

## 第5章 会計

(経費の支弁)

第7条 本会の活動に要する経費は会費・寄付金及びその他の収入によって支弁され、会費は各PTA会員月額450円とする。

(予算)

第8条 本会の経費は、総会において決議された予算に基づいて行われる。

(決算)

第9条 本会の決算は、会計監査を経て総会に報告され、承認を得なければならない。

(会計年度)

第10条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

## 第6章 組織

(組織)

第11条 本会に次の機関を置く。

- 1 役員会
- 2 運営委員会
- 3 専門委員会

(役員会)

第12条 役員会は第16条で定められた役員（以下「役員」という。）及び校長をもって構成し、重要事項を審議する。

(運営委員会)

第13条 運営委員会は役員、専門委員会の委員長及び校長または代理者で構成し、随時開催する。

(運営委員会の審議事項)

第14条 運営委員会は、次の事項を審議する。

- 1 会運営上の重要事項の審議及び企画
- 2 専門委員会の事業の承認及び連絡調整
- 3 総会に提出する議案
- 4 その他重要な事項

(専門委員会)

第15条 本会に必要な事項について調査・研究・立案・実施運営のために専門委員会を設置し、必要な事項は細則で定める。

## 第7章 役員及び監事

(役員)

第16条 本会に次の役員を置く。役員は他の委員・監事を兼ねることができない。

- 1 会長 1名 (後期P会員)
- 2 副会長 3名 (後期P会員2名, 前期P会員1名)
- 3 書記 2名 (前期P会員1名, T会員1名)
- 4 会計 2名 (後期P会員1名, T会員1名)
- 5 女性ネットワーク委員 若干名 (後期P会員1名以上, 前期P会員1名以上)
- 6 顧問 若干名 (前年度PTA会長, 有識者等)

(監事)

第17条 本会に会計監査として、監事2名 (後期P会員) を置く。

(役員及び監事の選任)

第18条 役員及び監事は、運営委員会において推薦され、総会の承認を得て決定する。ただし、総会後に欠員が生じた場合は、臨時役員会の承認を得て決定する。

(役員及び監事の任期)

第19条 役員及び監事の任期は1年とし、再任を妨げない。補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長の職務)

第20条 会長は、次の職務を行う。

- 1 この会を代表し会務を統理する。
- 2 総会、役員会、運営委員会を招集し、役員会及び運営委員会の議長となる。
- 3 専門委員会の委員を委嘱する。

(副会長の職務)

第21条 副会長は、会長を補佐し、会長が事故等で不在の時はその職務を代行する。

(書記の職務)

第22条 書記は、次の職務を行う。

- 1 総会及び運営委員会の議事並びにこの会の活動に関する重要事項を記録する。
- 2 記録、通信その他の書類を保管する。
- 3 会長の指示に従って、この会の庶務を行う。

(会計の職務)

第23条 会計は、次の職務を行う。

- 1 総会が決定した予算に基づいて、一切の会計事務を処理する。
- 2 総会において監事の監査を経た決算報告をする。
- 3 本会の財産を管理する。
- 4 予算の立案について協力する。

(女性ネットワーク委員の職務)

第24条 女性ネットワーク委員は、女性（母親）の立場から、児童の健全な成長を図るための活動を、会長等の指導助言の下に行う。

(顧問の職務)

第25条 顧問は、会長の諮問に応じ、各種会議に出席し、重要事項について意見を述べるができる。

(監事の職務)

第26条 監事は、次の職務を行う。

- 1 本会の会計帳簿等を監査し、その結果を総会に報告する。
- 2 必要に応じて臨時会計監査を行うことができる。

## 第8章 総会

(総会)

第27条 総会は、本会の最高議決機関として、全会員を以て構成され、年度始めに開催する。また、必要に応じて、臨時総会を開催することができる。

(総会及び臨時総会の招集)

第28条 総会は、会長が招集し、臨時総会は、会長が招集するほか、会員の3分の1以上の要求によって開くことができる。

(総会の定足数)

第29条 総会は3分の1以上（委任状を含む）の会員の出席をもって成立する。

(総会の議決)

第30条 総会の議事は出席者の過半数で決する。可否同数のときは、議長が決する。

(総会の議長)

第31条 総会の議長は、その都度会員の中から選出する。

(総会の審議事項)

第32条 総会は、次の事項を審議する。

- 1 前年度の事業報告及び決算報告
- 2 本年度の事業計画及び予算
- 3 役員及び監事の選任
- 4 規約の制定及び改正
- 5 その他重要な事項

## 第9章 改正

(規約の改正)

第33条 この会の規約は、総会において、出席者の3分の2以上の承認を得て改正できる。

## 第10章 細則

(細則の制定)

第34条 本規約に定めるもののほか、必要な事項は、別に細則によって定める。

(細則の改正等)

第35条 細則の制定・改正及び廃止は、運営委員会において、出席者の3分の2以上の同意によって決し、会長はその結果を総会に報告する。

### 付 則

1 本規約は、令和3年4月1日から施行する。